

鳥取市立病院職員採用試験

問 市立病院総務課 ☎ 0857-37-1522 ☎ 0857-37-1553

試験区分	採用予定人数	受験資格	試験日
メディカルソーシャルワーカー	1人	昭和33年4月2日以降に生まれた人 ※社会福祉士免許取得者(平成30年3月末までの取得見込者含む)	8月31日(木)
理学療法士	1人	昭和33年4月2日以降に生まれた人 ※理学療法士免許取得者(平成30年3月末までの取得見込者含む)	8月29日(火)
作業療法士	1人	昭和33年4月2日以降に生まれた人 ※作業療法士免許取得者(平成30年3月末までの取得見込者含む)	
臨床検査技師	2人	昭和33年4月2日以降に生まれた人 ※臨床検査技師免許取得者(平成30年3月末までの取得見込者含む)	
薬剤師	1人	昭和33年4月2日以降に生まれた人 ※薬剤師免許取得者(平成30年3月末までの取得見込者含む)	8月31日(木)

申込受付 7月3日(月)～8月10日(木) 試験会場 鳥取市立病院(的場一丁目)
 受験案内 市立病院1階総合案内、市役所本庁舎1階総合案内所、駅南庁舎1階総合窓口、各総合支所、鳥取市関西事務所(鳥取県関西本館内)で配布
 ※詳しくは受験案内または市立病院ホームページをご覧ください。

鳥取市安全で安心なまちづくり表彰者の推薦

問 本庁舎危機管理課 (〒680-8571 尚徳町116)
 ☎ 0857-20-3127 ☎ 0857-20-3042
 kikikanri@city.tottori.lg.jp

市内の各地域において、犯罪を未然に防止し、地域住民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりの推進に貢献された個人または団体を表彰します。

【表彰対象者】 年間を通して、安全で安心なまちづくりに関する「防犯活動」を継続して行われた市民選考委員会が推薦内容の審査および表彰者(個人、団体の各2人・団体)を決定し、表彰を行います。

- 【主な基準】
- 通算10年以上、防犯活動を継続していること
 - 人格円満で他の模範と認められること(個人のみ)
 - 過去3年間に刑事処分、行政処分などを受けたことがないこと(個人のみ)
 - 市税の滞納がないこと(個人のみ)
- 【推薦者】 自治会、自主防犯活動団体
 ※推薦書は、本市公式ウェブサイトよりダウンロードいただくか、危機管理課までお問い合わせください。
- 【提出方法】 7月31日(月)までに、持参・郵送のいずれかで問い合わせ先まで



試合日程	キックオフ	対戦相手
7月15日(土)	18:00	FC東京U-23

問 株式会社 SC 鳥取 ☎ 0857-30-3033

鳥取市水道局優良建設工事表彰

問 水道局総務課 ☎ 0857-53-7912 ☎ 0857-53-7802

平成28年度に水道局が行った建設工事98件の中から、次の4つの工事を「鳥取市水道局優良建設工事」として認定し、平成29年6月7日、施工者に表彰状を授与しました(水道局が発注した建設工事において、建設業者の施工意欲および施工能力の向上を図るために優良な工事を表彰するものです)。

工事名(施工場所)	施工業者
震災対策整備事業の内末広温泉町地内配水管布設替工事(末広温泉町地内)	株式会社サカ工
福部地域簡易水道整備に伴う丸山ポンプ場場内配管布設その3工事(浜坂地内)	西日本環境設備株式会社
福部地域簡易水道整備に伴う砂丘第2配水地場内配管布設その2工事(福部町湯山地内)	明生管工有限会社
震災対策整備事業の内湖山町南一丁目地内配水管布設替その1工事(湖山町南一丁目地内)	吉野設備工業株式会社

原爆犠牲者の慰霊と平和祈念の黙とうを!

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3102 ☎ 0857-20-3040
 昭和20年8月6日に広島に、9日に長崎に原爆が投下されてから72年目を迎えます。8月6日(日)・9日(水)の正午から1分間、原爆犠牲者のご冥福と世界の平和を祈って、黙とうを行います。

【非核平和展】
 と き 7月29日(土)～8月10日(木)
 と ころ 駅南庁舎2階 中央図書館ギャラリー
 内 容 原爆写真パネル、折鶴展示など

高齢社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 ☎ 0857-20-3404 各総合支所市民福祉課 (☎ 12 ページ)

◆平成29年度介護保険料の納入通知書をお送りします

介護保険制度は、40歳以上のみなさんの納める保険料と公費によって、誰にでも起こり得る「介護」を社会全体で支えていく制度です。平成29年度における65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法を、7月中旬にお送りする納入通知書で必ずご確認ください。
 みなさんに納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料は必ず納めていただきますようお願いいたします。

■納付方法

年金からの徴収(特別徴収)が基本ですが、納付書による納付(普通徴収)や、両方による徴収(併用徴収)の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■便利な口座振替で納付しましょう

普通徴収または併用徴収の人は、納め忘れのない便利な口座振替で納付しましょう。口座振替を希望される場合は、通帳、届出印、納付通知書をお持ちのうえ、各金融機関に備え付けの申請書で手続きをお願いします(納付通知書にも口座振替依頼書をとじ込んでいますのでご活用ください)。

■減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により一時的に保

◆新しい介護保険負担割合証をお送りします

介護サービスを利用する場合は、費用の一定割合を利用者にご負担いただきます。利用者負担の割合は、1割または一定以上の所得(※)がある人は2割になります。負担割合は、要支援・要介護認定を受けている人および介護予防・日常生活支援総合事業対象者全員に7月中旬にお送りする「介護保険負担割合証」でご確認ください。

◆介護保険負担限度額(食費・部屋代)の軽減制度

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、

◆高額介護(予防)サービス費

1か月に支払った介護保険の利用者負担額が上限額を超えた場合、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。高額サービス費などの1か月の上限額は右表のとおりです。
 ※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身383万円以上、2人以上で520万円以上の世帯の人
 ※2 1割負担となる被保険者のみの世帯は年間上限額(446,000円)を設定
 ※3 世帯単位ではなく、個人の上限額になります。

険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、高齢社会課までご相談ください。

■未納への対応

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて下表のような措置がとられます。

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分が払い戻されます。
1年6カ月以上	保険給付の一時差止め、滞納している保険料相当分が保険給付額から差し引かれることとなります。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が1割または2割から3割に引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

介護サービスを利用される場合は、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証をサービス事業者に提示してください。なお、介護保険負担割合証の有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。
 ※一定以上の所得：本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の人)の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

低所得の人については食費・部屋代の負担軽減を行っています。対象者および負担限度額、申請手続などは高齢社会課または各総合支所市民福祉課にお問い合わせください。

【高額介護サービス費 負担段階区分】

利用者負担段階区分	限度額
現役並み所得者 ※1	44,000円
上記以外の市民税課税世帯	8月から 44,000円 ※2
	7月まで 37,200円
住民税非課税世帯	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円 ※3
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円